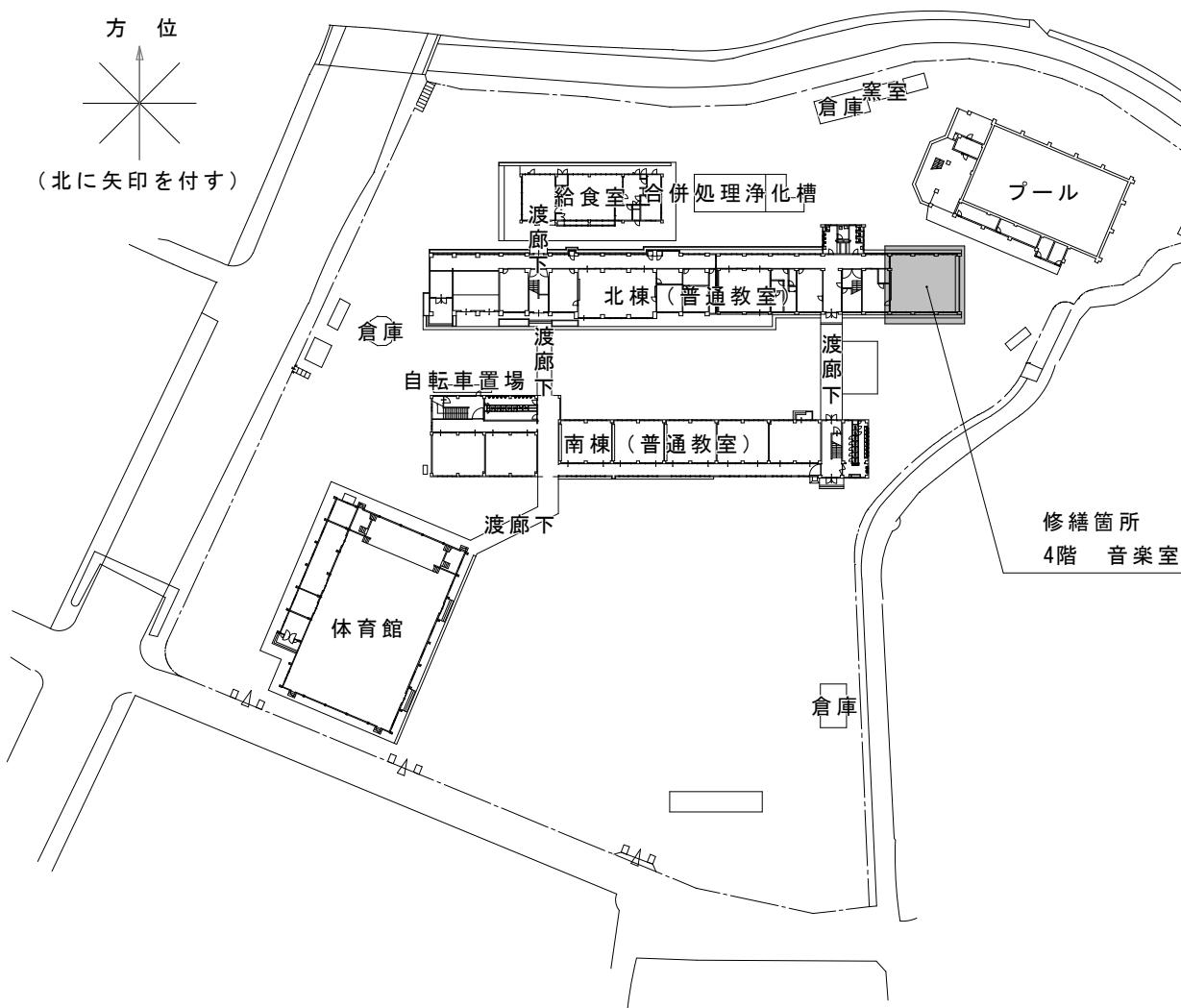


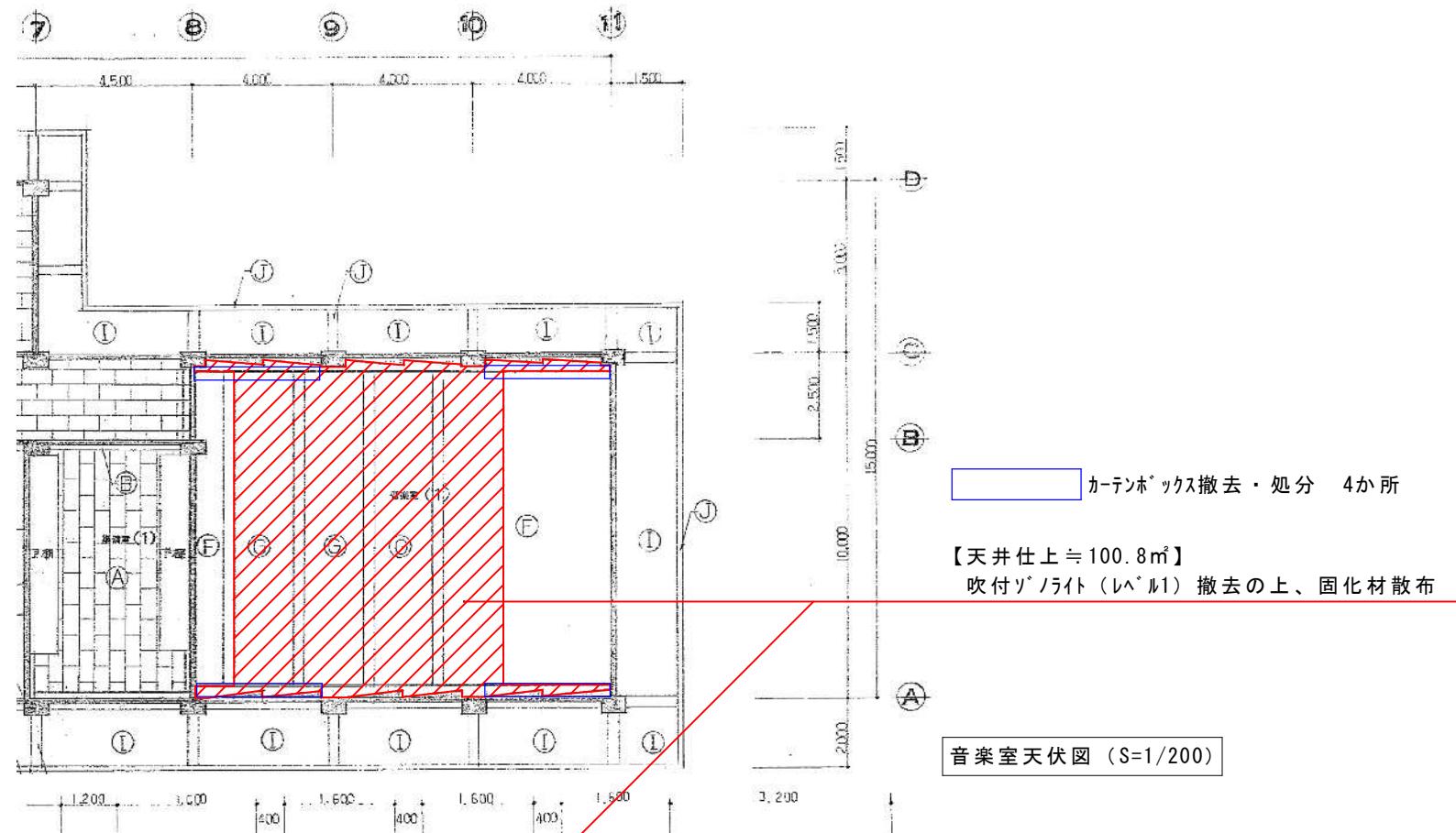
市立三勲小学校音楽室アスペクト除去修繕

特記事項

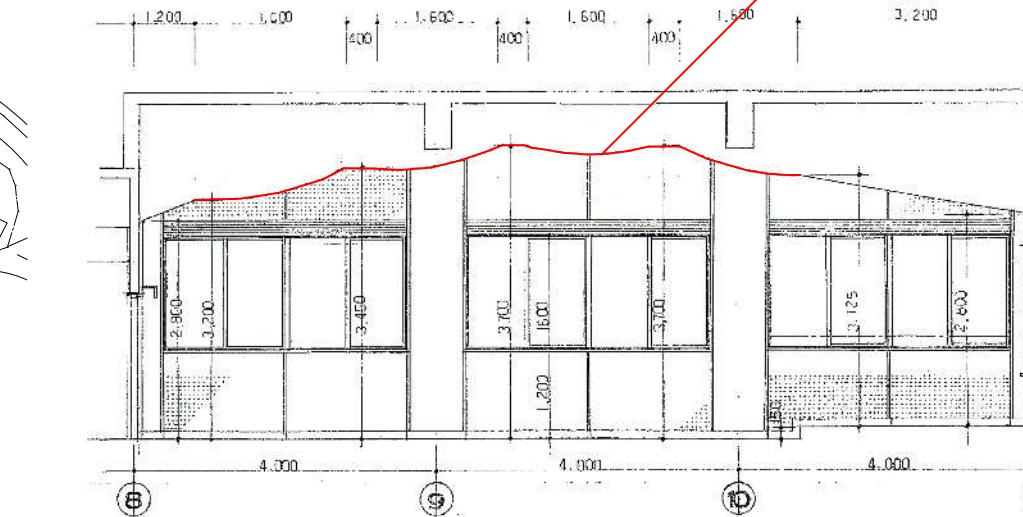
- 1 各工事における施工過程で、不明な事項及び図面に特記無き事項については、既存との取り合いを十分考慮しながら行い、構造上・施工上必要な場合は監督員の指示により施工すること。
 - 2 施工前に十分な現場調査を行い、万一設計図書との相違がある場合は監督員との協議の上決定すること。
なお、多少の変更は受注者の負担にて完成させること。（図示の既設取合寸法、形状等は参考とする。）
 - 3 本工事施工中、工事範囲以外の部分に損傷を与えた場合は、速やかに監督員に報告し、受注者の責任において早急に復旧する。
 - 4 校内の工事車両の通行等においては、児童・職員・来校者等の安全に十分に注意すること。
 - 5 工事進入路廻りを十分調査し、資材等の搬入は出来るだけ小型車を使用すること。
 - 6 図面に記載されていない事項はすべて、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
「公共建築工事標準仕様書（最新版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（最新版）」による。
 - 7 敷地周辺等への近隣対策は、受注者側で責任を持って行うこと。
 - 8 大気汚染防止法等、関係法令に基づき適切に作業、手続き等を行うこと。
 - 9 現場作業は令和8年3月16日以降に着手すること。



配置図 (S=1/1500)



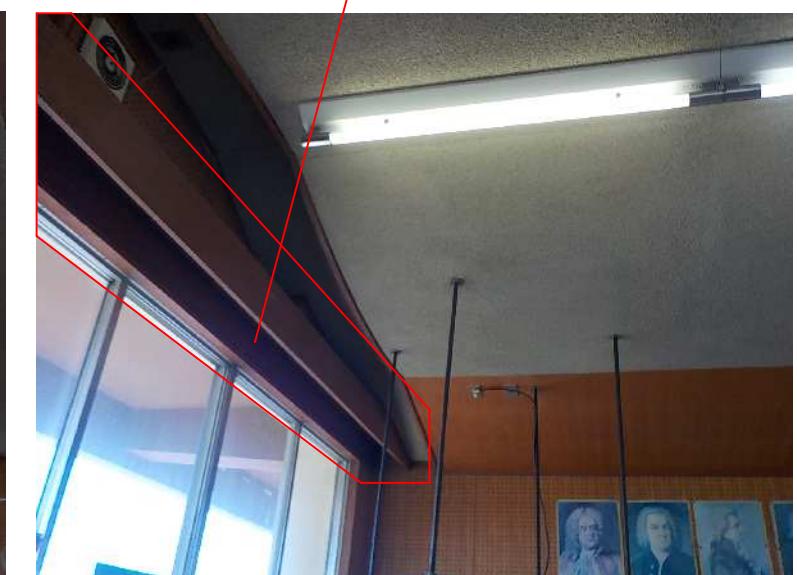
音楽室天伏図 (S=1/200)



音楽室展開図 (S=1/100)



現況写真1 (NO SCALE)



現況写真2 (NO SCALE)